

令和 8 年度 特定事業所集中減算の取扱いスケジュール

居宅介護支援費算定に係る特定事業所集中減算報告書等の提出について、紹介率最高法人の紹介率が 80%を超え、「正当な理由」として申し出られた場合の減算の適否の判断は下記の日程で行う予定です。

なお、「正当な理由」と認められるかどうか等の照会には応じられませんので御了承ください。

記

前 期	後 期	手 続
(令和 8 年) 8 月 25 日 【必着】	(令和 9 年) 2 月 25 日 【必着】	・ 紹介率最高法人への紹介率が 80%を超える見通しで、「その他正当な理由」がある場合の申出期限 (<u>該当の事業所→市</u>)
8 月 26 日 ↓ 9 月 15 日	2 月 26 日 ↓ 3 月 15 日	・ 上記申出のあった事業所に対するヒアリング等の実施 * ヒアリングの日時は事前に調整します。
9 月 15 日 【必着】	3 月 15 日 【必着】	・ 特定事業所集中減算に係る報告書類等提出期限 (<u>全事業所→市</u>) * 追加で資料を求める場合があります。
10 月 10 日頃	4 月 10 日頃	・ 「正当な理由」を申し出た事業所への結果通知